

5 地下水指針の推進

将来にわたり本県の貴重な財産である地下水を保全し、適正に利用していくための施策を明らかにするものとして、平成4年5月に全国に先駆けて地下水指針を策定した。

その後、消雪設備に起因する地下水位の大幅な低下や気候変動影響など、地下水を取り巻く状況の変化に対応するため、令和6年3月に地下水指針の改定を行った。

ア 趣旨

将来にわたり本県の貴重な地下水を保全し適正に利用するとともに、地下水の涵養を図っていくための取組みの基本的な方針を示すもの。

イ 期間

令和6年度から令和12年度まで

ウ 対象地域

地下水の保全・適正利用対策は、地下水の賦存する平野部の地域とするが、地下水の涵養に関する取組みは、山間部を含めた県下全域とする。

エ 目標

「豊かで清らかな地下水の保全」と「次世代につなぐ健全な水循環の確保」を目指し、「地下水を守る」（地下水の過剰採取に伴う地下水障害の防止）と「地下水を育む」（地下水涵養による健全な水循環の確保）を取組み目標とする。

オ 指標の設定

(7) 適正揚水量（年間）

17 地下水区毎に適正揚水量を設定し、実際の揚水量がこれを上回らないこととする。

〔適正揚水量（年間）〕

氷見地域	氷見地区					
	540					
高岡・砺波地域	扇頂部	扇中部	扇端部	市街地部	海岸部	計
	750	6,220	2,280	1,890	1,220	12,360
富山地域	扇頂部・扇中部	扇端部	市街地部	海岸部	計	
	7,000	1,780	3,240	2,220	14,240	
魚津・滑川地域	魚津地区	滑川地区	計			
	3,170	1,760	4,930			
黒部地域	扇頂部・扇中部	扇端部	市街地部	海岸部	小川右岸部	計
	1,850	3,770	820	4,090	2,120	12,650
全県平野部	計					
	44,720					

(単位: 万 m³/年)

県内において、消雪設備や工場・事業場等で利用される地下水の実態を把握するため、県下平野部全域を対象に、令和3年度の地下水揚水量等の実態調査を行った。

なお、適正揚水量と揚水量（令和3年度）を比較したところ、表12及び図15のとおり、すべての地下水区において、揚水量は適正揚水量を下回っていた。

また、全地下水区の令和3年度の揚水量実績の合計（20,058 万 m³/年）は、適正揚水量の合計（44,720 万 m³/年）の45%であった。

表 12 地下水区ごとの揚水量(令和3年度)と適正揚水量

地下水区		揚水量(令和3年度) (万m ³ /年)	適正揚水量 (万m ³ /年)	揚水量(令和3年度) /適正揚水量
氷見地域	氷見地区	91	540	17(%)
高岡・砺波地域	扇頂部	316	750	42(%)
	扇中部	2,540	6,220	41(%)
	扇端部	1,087	2,280	48(%)
	市街地部	570	1,890	30(%)
	海岸部	350	1,220	29(%)
富山地域	扇頂部・扇中部	5,015	7,000	72(%)
	扇端部	1,191	1,780	67(%)
	市街地部	2,252	3,240	70(%)
	海岸部	1,240	2,220	56(%)
魚津・滑川地域	魚津地区	1,461	3,170	46(%)
	滑川地区	950	1,760	54(%)
黒部地域	扇頂部・扇中部	412	1,850	22(%)
	扇端部	855	3,770	23(%)
	市街地部	194	820	24(%)
	海岸部	1,096	4,090	27(%)
	小川右岸部	438	2,120	21(%)
合計		20,058	44,720	45(%)

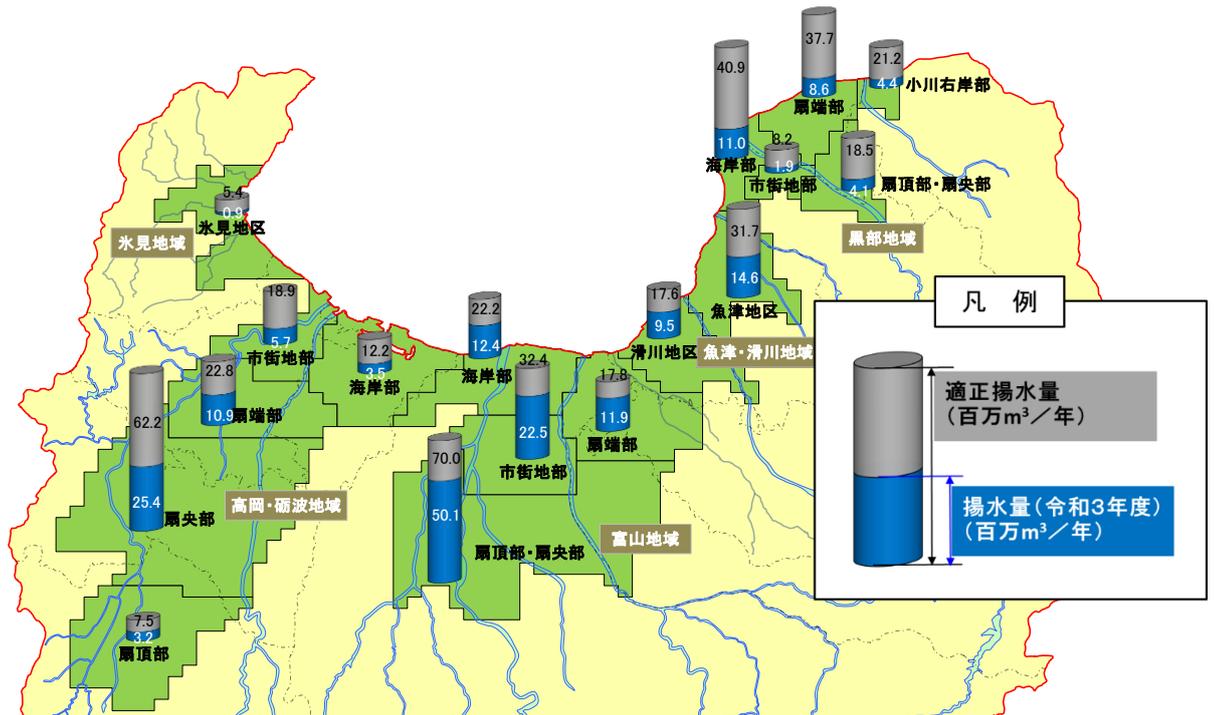


図 15 地下水区ごとの揚水量(令和3年度)と適正揚水量

(イ) 冬期間の注意喚起水位

急激な地下水位の低下により取水障害のおそれのある地域において、一部の基幹観測井に注意レベルや警戒レベルの水位を指標として設定し、水位低下時に地下水利用者への情報提供や節水・合理的な利用の呼びかけを行い、水位の速やかな回復に努めることとする。

地域名	観測井	注意喚起水位	
		注意地下水位	警戒地下水位
富山市	奥田北観測井	-12.9m	-17.5m
	蓮町観測井	-16.6m	-22.3m
高岡市	京町観測井	-21.1m	-23.9m

(注) 各水位はいずれも地表面を基準とする水位

[注意地下水位]	取水障害発生確率が1%となると見込まれる水位
[警戒地下水位]	取水障害発生確率が2%となると見込まれる水位

なお、平成30年12月の運用開始以降では、令和3年1月、2月及び令和7年2月の大雪の際に富山市で地下水位が注意レベルを継続して下回ったが、注意報を発令して節水を呼びかけるとともに、天候の回復により地下水位が回復し、発令を解除した。

(ウ) 地下水位データのリアルタイム提供を行う観測地点数

地下水の取水障害の発生が懸念される場合に迅速に情報を提供するため、地下水位データのリアルタイム提供を行う観測地点を効果的・効率的に導入する。

(エ) 地下水涵養に取り組む地域数

地下水涵養の推進を図る観点から、地下水利用者、行政機関等で構成される県内4地域の地下水利用対策協議会において、地下水涵養の取組みをより一層推進する。

(オ) 森林整備延べ面積

地下水の利用と涵養の均衡を図り水循環系の健全性を確保する観点から、森林の持つ多面的機能をバランスよく高度に発揮させるため、森林の整備（間伐）を適切に実施する。

(カ) 環境保全活動取組者数

「地下水の守り人」や「森と地下水の環境観察会」への参加など、地下水保全活動を含む広範な環境保全活動に取り組む県民、団体等の数を増加させる。

5 地下水指針の推進

カ 地下水の保全・創水に向けた取組み

地下水指針の目標を達成するため、次の施策を推進する。

- | | |
|----------------------------|--|
| (ア) 地下水条例による規制 | 監視・指導の実施、市町村との連携、条例の適切な運用 |
| (イ) 開発事業における配慮 | 事前協議の推進、環境影響評価の推進、開発行為における地下水環境への配慮の推進 |
| (ウ) 地下水の節水・利用の合理化 | 地下水利用の合理化、工業用水道への転換、自噴井戸の節水・余剰水対策の推進、節水・適正利用の促進に向けた取組みの紹介・普及 |
| (エ) 冬期間の地下水位低下対策の推進 | 消雪水源の多様化の推進、節水型消雪設備の推進、消雪設備の適正な設定や維持管理、冬期間の地下水位低下に関する情報提供の拡充、大幅な地下水位低下時の情報提供及び適正利用の呼びかけ、消雪関係機関による情報共有及び地下水位低下対策の推進 |
| (オ) 地下水障害等の監視体制の整備 | 地下水位等の観測体制の整備、地盤沈下監視体制の整備、地下水塩水化監視体制の整備、地下水位観測データの情報提供、地下水位情報の長期的な蓄積と評価、地下水位観測情報の集約・調査研究機関との連携、地下水揚水量の実態把握 |
| (カ) 水循環系の健全性の確保 | 森林の保全・整備、水源山地の保全・整備（治山）、農地の維持・保全、農業用水の保全・整備、中山間地の保全、河川環境の整備、治水、渇水対策の観点からの取組み、水源地域保全条例による水源地域の保全、多様な観点からの取組みの推進 |
| (キ) 地下水の涵養の普及・拡大 | 水田等を利用した地下水涵養の推進、雨水浸透施設の整備、大規模な開発事業における地下水涵養対策の推進、地下水を育む森林の保全・整備、地下水利用者における人工涵養の取組みの促進、県民等への地下水涵養の重要性の啓発 |
| (ク) 調査・研究の推進 | 水循環系の健全性や地下水涵養に関する調査・研究、冬期間の地下水位低下対策に関する調査・研究、地下水保全に係る情報や知見の収集・整理、気候変動に伴う地下水環境への影響に関する調査・研究 |
| (ケ) 地下水利用者における自主的対策の促進 | 事業者における自主的な地下水対策の促進、地下水利用対策団体による取組みの促進、県民への自主的取組みの普及・啓発 |
| (コ) 地下水保全に向けた意識の高揚及び取組みの拡大 | 各種広報媒体による普及啓発、地下水保全に向けた環境教育や協働取組みの推進、地下水保全の理解と施策への反映、「地下水の守り人」の活動を通じた地下水保全活動の推進、次世代への地下水保全意識の継承に向けた人づくり |
| (サ) 新たな分野における地下水利用の拡大 | 地中熱利用設備の普及状況の把握、新たな地下水利用に関する普及啓発 |

キ 指針の推進体制

(7) 県民・民間団体、事業者、行政の役割

県民・民間団体	地下水の保全・適正利用及び地下水の涵養や名水・湧水の保全活動に努める。
事業者	地下水の保全・適正利用及び地下水の涵養の取組みに努める。
行政	(県) 地下水の保全と涵養に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する。
	(市町村) 基礎的な地方公共団体として、地域の特性や実情に応じた地下水の保全と涵養に関する施策を推進する。

(4) 推進体制

地下水利用者及び行政で構成する各地域の地下水利用対策協議会等と連携し、指針に掲げる取組みを推進する。